

令和7年度 羽島北高等学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止に関する基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらに、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れもある。

いじめは絶対に許されないという認識のもと、いじめの防止に向けて万全の対策を講ずるとともに、問題発生の際には適切に対応する。学校においては、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることにより、生徒が安心できる望ましい人間関係を築く態度を醸成し、健全な人格の育成に寄与するものとする。

2 いじめ及びいじめ解消の定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいじめという。（いじめ防止対策推進法第2条引用）

また、いじめの解消とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続しており、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認できたことをいう。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要となる場合もある。

3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、学校の内外を問わず起こりうるものである。とりわけ仲間はずれや無視、陰口等によって一人の生徒を孤立させるような行為は、暴力を伴ういじめとともに、その児童生徒の内面や身体に重大な危険を及ぼすことがある。また、いじめは、加害・被害という二者の関係だけではなく、それら生徒の周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」や「観衆」としてはやしたてる者の存在にも注意を払う必要がある。いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気醸成することが重要である。

〔具体的ないじめの態様〕

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめ防止対策の基本姿勢

(1) いじめの未然防止

- ・いじめは重大な人権問題ととらえ、学校教育全体を通じて「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。

- ・自他を尊重しあう態度を養うことや、生徒同士のコミュニケーションを図る能力を育てることにより、集団としていじめを許さない、防止する雰囲気作りに努める。
- ・学級活動、学校行事やボランティア活動、MSリーダーズの活動等に積極的に取り組むことにより自己有用感や自己肯定感を持てるようにする。
- ・生徒が友人や教職員と信頼できる関係を築き、悩みごとなどを気軽に相談できるような支援体制をつくるとともに、学校外の相談窓口の情報などを積極的に情報提供する。
- ・定期的なアンケートや懇談を実施し、生徒に関わる情報の収集に努め、家庭や外部機関と組織的に連携・協働する体制を作り、生徒を見守り支援していく。
- ・学級活動などにおいて日常的にいじめ問題について触れ、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する。
- ・教職員の共通認識、情報共有に努め、教職員に対する研修を実施する。
- ・教職員はいじめが生まれる背景を十分に踏まえ、学校として特に配慮が必要な生徒について、適切な支援と周囲の生徒に対する適切な指導を組織的に行う。
- ・いじめ防止対策のため、「学校いじめ防止プログラム」(※別紙1)を定める。

(2) いじめ問題等の早期発見

- ・いじめ問題には、初期の段階で適切に対応することが重要であるという観点に立ち、全職員が一丸となり組織的に早期発見に努める。
- ・生徒が示す些細な変化を見逃さず、教職員がそれらの情報を共有して組織的に対応できるようにする。
- ・年に3回(6月・10月・2月)、いじめアンケートを実施することにより、いじめの早期発見に努めるとともに、人間関係の悩みや日常生活における心配や不安について把握するよう努める。
- ・定期的に行われる個人懇談や保護者懇談で、生徒や保護者から人間関係等の悩みや不安を聞き、いじめに関わるような内容がないか注意を払う。
- ・些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知する。
- ・いじめの疑いのある行為を発見した場合は、職員全員が連携し、対象生徒に対する迅速な状況把握・安全確保に努める。

Ⅱ いじめ防止のための組織

1 組織

いじめ防止に対する取り組みは学校教育全体を通して行うものであるが、校務分掌においては特に生徒支援部が中心となってこれを計画・実施する。また、外部委員を含めた「いじめ防止等対策検討会議」を設置し、第三者の助言を得る。

2 いじめ防止等対策検討会議

(1) 構成員

弁護士、臨床心理士、PTA代表、地域代表

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談係、養護教諭、必要に応じ関係職員

(2) 役割と運営

- ・年2回(6月と2月)いじめ防止等対策検討会議を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について

外部委員から意見を聞き、その充実を図る。

- ・重大な事案が発生した場合には臨時に開催し、その対応について外部委員の助言を得る。

Ⅲ いじめ問題の対応

1 問題発生時の初期対応

- ・いじめの疑いに関わる情報を得た教職員は、速やかに学校いじめ対策組織（年次主任や生徒指導主事等）に報告し、管理職と情報を共有しながら、組織的に対応する。
- ・いじめ問題が発生した場合には、詳細な事実確認に基づき、被害生徒の保護を最優先にしながら、対象生徒、関係生徒や保護者の立場に配慮して対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、早期に警察、弁護士等に相談・協力要請をする。
- ・必要に応じ、スクールカウンセラーや臨床心理士、行政機関などに相談・協力要請をする。

2 発生後の対応順序

- ・被害者、加害者及び傍観者も含めた関係生徒等への聞き取り等による事実関係の詳細把握（複数の教員で関係生徒から個別に迅速かつ詳細に聞き取る）
- ・被害生徒の心身のケアを最優先に対応（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・関係生徒の保護者への説明（事実確認、支援・指導の方針や方策）
- ・加害生徒及び関係生徒への指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮するとともに、加害生徒には心から反省できるよう指導する）
- ・必要に応じスクールカウンセラーや県のサポート事業、警察等に相談、協力を要請
- ・経過の見守り（関係生徒に関わる複数の教職員が継続的に支援および指導する）
 - ※3ヶ月間は該当生徒から定期的に状況を聞き取るなど、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ活動を継続して行う
- ・記録（報告書）の作成（経過、背景、対応、結果等）
- ・いじめへの具体的な対応を円滑に行うため、「いじめ事案対処マニュアル」（※別紙2）および「いじめ対応フロー図」（※別紙3）を定める

3 重大事態と判断された時の対応

（1）対応順序

- ・管理職が県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む、以下「県教委」とする）へ第一報の連絡をするとともに、その後は状況に応じて協議、経過報告をする。
- ・県教委へ報告したうえで、事実関係を明確にするための事後調査および対応について、学校主体か県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に対応と援助を求める。

（2）対応の留意点

- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校や教職員が持つ情報により「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」などと先入観を持つことが

決して無いよう、申し出側の心情にしっかりと寄り添うとともに、学校が把握していない極めて重要な詳細かつ具体的な情報を収集するよう慎重に聞き取りや調査等に当たる。

(3) 対応組織の編成

- ・管理職を中心に当該案件に関わる教職員を整理するとともに、外部との連絡窓口を一本化する。
- ・いじめ防止等対策検討会議を状況に応じて開催し、外部委員の意見を参考にするなどして、対応方法等について検討する。
- ・いじめ防止等対策検討会議の構成員に、さらに必要な第三者（臨床心理士、弁護士や警察関係者など）を県教委に協議の上で加えることができるものとする。その際、メンバーは当該案件と人間関係や利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

(4) 調査における注意事項

- ・県教委と詳細にわたって連携、協議し、対応を進める。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を迅速かつ詳細に調査し、可能な限り明確にする。
- ・学校にとって不都合な状況があっても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委に協議したうえで、関係生徒及びその保護者に対して、事実関係等の情報を提供する。

4 情報等の取扱い

(1) 資料の保管について

アンケートの質問票の原本等の一次資料、並びにアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を卒業後5年とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

羽島北高等学校 学校いじめ防止プログラム

(別紙1)

月	行 事	取 組 内 容	目 的
4	始業式・入学式 個人懇談(二者面談)	・学校いじめ防止基本方針を生徒・保護者・関係機関等へ説明 ・担任による全校生徒に対する人間関係のトラブル等の聞き取り	・いじめ防止の取組及びいじめ事案発生時の対応に関する共通理解 ・日常における生徒の実態の把握
5	心理検査 いじめチェックシート	・全校生徒を対象に実施。生徒の生活状況や問題意識等の把握 ・全校生徒及び全職員への確認	・生徒の不安因子・退行的傾向の把握 ・いじめに対する共通理解
6	第1回いじめ防止等対策検討会議 第1回いじめアンケート 職員研修	・いじめ防止に関わる本年度の実践 ・いじめや迷惑行為についての調査 ・いじめの定義や学校いじめ防止プログラム等の確認	・いじめ防止の取り組みに関する協議 ・いじめの早期発見 ・いじめ防止及びいじめ事案に対する校内体制等の確認
7	SOSの出し方に関する教育 第1回県いじめ調査 三者懇談	・全校生徒を対象に相談窓口などの確認 ・4～7月の状況を県に報告 ・担任による全校生徒及び保護者に対する人間関係のトラブル等の聞き取り	・日常における生徒の実態の把握
8	夏季休業の終了	・夏季休業明けの生徒情報交換会（年次会）	・夏季休業中及び始業直後の生徒情報の把握
9	職員研修	・教育相談についての研修	・教育相談的事案の対処への共通理解
10	第2回いじめアンケート	・いじめや迷惑行為についての調査	・いじめの早期発見
12	第2回県いじめ調査 三者懇談	・8～12月の状況を県に報告 ・担任による全校生徒及び保護者に対する人間関係のトラブル等の聞き取り	・日常における生徒の実態の把握
1	冬季休業の終了 学校評価アンケートによる検証 第3回いじめアンケート	・冬季休業明けの生徒情報交換会（年次会） ・保護者や生徒の評価を確認・検討 ・いじめや迷惑行為についての調査	・冬季休業中及び始業直後の生徒情報の把握 ・いじめの早期発見
2	第2回いじめ防止等対策検討会議	・いじめ防止等に関する本年度の検証と来年度への課題の確認 ・学校いじめ防止プログラム、いじめ事案対処マニュアルの検討・確認	・いじめ防止等の取組の評価に関する協議
3	第3回県いじめ調査	・1～3月の状況を県に報告	

※毎月の定例職員会議の中で、生徒の情報交換を行う。また、年次会での情報共有を実施する。

※5月、8月、11月、2月に心のアンケートを実施する。

羽島北高等学校 いじめ事案対処マニュアル

(別紙2)

初期対応	☐ 管理職に第一報 ☐ 複数の教職員で対応（発見した教職員、正・副担任、学年主任、生徒支援部） ☐ 事実確認 ＊被害生徒、加害生徒、関係生徒への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 ＊被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する ＊必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する ☐ 被害生徒の保護者への連絡（第一報） ☐ 加害生徒の保護者への連絡（第一報）	
情報収集	☐ 被害生徒・加害生徒・関係生徒・周囲にいた生徒から事情の聴き取り ＊被害生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する ＊加害生徒からの聴き取りでは、被害生徒の情報や教職員の推測にとらわれず、いじめに至った背景や心情等にもしっかりと耳を傾けながら、行われた事実を詳細に聴き取る ＊不測の事態に備え、生徒は一人にしない ＊複数の教職員で、関係する生徒からそれぞれ別室で聴き取る（生徒自身に状況を書かせる） ☐ 必要に応じて、関係機関（警察等）や出身中学校等に問合せ ☐ 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載）	
会議・外部連携	☐ 緊急職員会議の開催 ＊全教職員への周知と共通認識を図る ＊今後の対応策の見当と役割分担 ☐ 関係生徒への指導・支援、他の生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携について協議 ☐ 地域担当生徒指導主事に報告 ☐ 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告 ＊電話連絡の後、第一報報告様式で報告 TEL058-272-1111(内線 8640) ☐ PTA会長に報告 ☐ いじめ防止等対策検討会議の開催 ＊情報集約 ＊被害生徒・保護者への対応・支援、加害生徒・保護者への指導・支援 ＊他の生徒への対応 ＊今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成	
生徒への対応	被害生徒	加害生徒
	☐ 共感的理解に基づく指導・支援 ＊本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する ＊今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する ☐ 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア	☐ 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す ☐ 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、加害生徒の理解に努め、心のケアを含め再発防止に向けた指導、支援を行う ☐ 形式的でなく心からの謝罪ができるよう、論理的に粘り強く指導する
	周囲の生徒への対応 ☐ 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 ＊その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際、情報提供者が周囲に判らないよう配慮する 加害生徒が情報提供者を認識している場合は、教職員が情報提供者の安全を守ることを伝える ＊騒ぎ立てないよう指導する（含SNS等の情報モラル） ☐ 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる	
保護者への対応	被害生徒の保護者	加害生徒の保護者
	☐ 電話による概要説明 ＊事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る ☐ 家庭訪問の実施 ＊複数の教職員で家庭訪問し、管理下で起きた場合は謝罪を第一とする ＊判明した事実を説明し、誠意をもって対応する ＊学校の対応方針等を説明し、理解協力を依頼する ＊状況により警察への被害届の提出を進める	☐ 電話による概要説明 ＊事実のみを正確に伝え、保護者来校または家庭訪問の了解を得る ☐ 面談の実施 ＊複数の教職員で面談し、事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の指導・支援について理解協力を依頼する ＊温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける ＊加害生徒が複数いる場合は公平に対応する ＊被害生徒への謝罪等について相談する ＊保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える

※いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。

